

平成 29 年 5 月 17 日
北海道管区行政評価局**健康保険被保険者資格証明書の交付制度に関する周知について（改善状況）**
－「行政苦情救済推進会議」の意見を踏まえたあっせんに対する回答－

北海道管区行政評価局は、次の行政相談を受け、実態を調査するとともに、民間有識者からなる行政苦情救済推進会議（座長：弁護士 曾根 理之^{そね まさゆき}）に諮り、その意見等を踏まえ、平成 29 年 4 月 11 日、日本年金機構北海道地域部に対して改善に向けたあっせんを行いました（別紙参照）。

このあっせんに対し、平成 29 年 5 月 9 日、日本年金機構北海道地域部から、改善に向けた取組状況について回答がありましたので、公表します。

【行政相談の要旨】

新たに従業員を雇用した際、健康保険被保険者資格取得届を年金事務所に提出してから、健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）が事業主に届くまで約 2 週間を要している。

この間に医療機関を受診しなければならない従業員などから早く被保険者証を交付してほしいと要求されることがある。

最近になって、被保険者証が届くまでの間に医療機関を受診する場合は、年金事務所から健康保険被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）を交付してもらえることを知ったが、これまで年金事務所からこのような制度があることについて説明を受けたことはない。資格証明書の交付について、積極的に周知すべきではないか。

【当局のあっせん要旨】

- ① 資格証明書の交付制度について、被保険者証の交付を行う協会けんぽ北海道支部と連携し、的確かつ効果的な周知方法や内容を検討し、周知を図ること
- ② 被保険者証交付手続中の受診に関する問合せに対しては、療養費の支給制度（注）のほか、資格証明書の交付制度の説明も行うことについて、年金事務所等に徹底すること

**【日本年金機構北海道地域部からの回答要旨】**

- ① 協会けんぽ北海道支部との連絡協議会の場での確かかつ効果的な周知方法を検討し、7 月末までに適用事業所に対して周知・広報を行う。
- ② 年金事務所において療養費の支給制度と併せて資格証明書の交付制度の説明も行うよう徹底を図る。

このほか、被保険者証の速やかな交付のため、資格取得届の処理を行う北海道事務センターの処理体制の整備を図るとともに、速やかな処理に向けた対策を引き続き検討する。

（注）やむを得ない事情で被保険者証が手元にない場合等に、一旦医療費の全額を支払い、後日協会けんぽに療養費の支給を申請することで一部負担金を除いた額が支給される制度

（問合せ先）

北海道管区行政評価局 行政相談部

行政相談課長 角 佳典^{すみ よしのり}

電 話：011-709-1803（直通）

FAX：011-709-1842

E-Mail：hkd32@soumu.go.jp